

## 令和7年度長崎県農村サポートセンター運営業務委託

### 1. 委託業務の名称

令和7年度長崎県農村サポートセンター運営業務委託

### 2. 目的

人口減少や高齢化による農村集落の負担を軽減するため、「長崎県農村サポートセンター」を設置して、ボランティア活動支援事業と集落サポート事業の活用を組み合わせた支援の仕組みを構築し、農地等地域資源の保全管理に取り組む集落の支援を行う。

農村集落の共働作業のアウトソーシング化や、国の交付金をそれに充てるという事例が長崎県内では少ないため、当事業により、アウトソーシング化の推進（説明会や初期費用負担（実証））を一体的に行うことで、集落の合意形成を加速化させるもの。

#### 【ボランティア活動支援事業】

企業ボランティア等による共働作業を支援し、農地や水路、農村景観等の農地等地域資源の保全管理に取り組む集落の支援を行うこと

#### 【集落サポート事業】

地元の建設業者、営農組織等の集落サービス事業体を活用し、農村集落の共働作業を有償でアウトソーシング化する仕組みを整え、農地等地域資源の保全管理に取り組む集落の支援を行うこと

### 3. 委託期間

契約の日から令和8年3月25日まで

### 4. 「長崎県農村サポートセンター」の概要

受託者は、業務の趣旨を達成するため、以下により「長崎県農村サポートセンター」を設置する。

#### (1) 名称

長崎県農村サポートセンター（以下、「センター」という。）

#### (2) 所在地

原則として、受託者が現在活動拠点としている事務所内に設置するものとし、委託業務期間中は所在地を変更してはならない。ただし、県と協議のうえ、書面により承諾を受けた場合はこの限りではない。

#### (3) 運営体制

##### ① 利用時間

午前9時から午後5時45分を基本に、県と受託業者との協議により決定する。

##### ② 職員

上記①の利用時間においては、原則、業務対応ができる職員が1名以上常駐すること。

センター常駐職員は相談窓口対応や、「5. 委託業務の内容」を実施する職員との円滑な連絡調整を行うこととする。

##### ③ 休業日

以下の内容を基本に、県と受託業者との協議により決定する。

ア 週休二日制

イ 12月29日から翌年の1月3日まで

ウ 国民の祝日・休日

④ 休日・時間外の対応

休日・時間外においても緊急時の連絡や対応ができるよう体制の整備を行うこと。

⑤ 上記①③④の事項については、契約後速やかに協議、決定を行い、県に報告すること。

(4) 運営期間

受託業者は契約の日から令和8年3月19日まで本業務を実施し、業務完了報告書を令和8年3月25日までに提出すること。

5. 委託業務の内容

(1) 集落保全作業のアウトソーシング化の推進(実証・調査)

① 実証・調査するアウトソーシング化の集落保全作業について

実証・調査は、ラジコン草刈機等による草刈り作業を予定。受託業者は、アウトソーシングを行うための料金の算定、作業の実施方法等を実証して手順書の作成を行う。

- ・ 実証モデル集落は2集落とし、壱岐市と波佐見町の集落を想定
- ・ 壱岐市と波佐見町の集落において、各集落、2回ずつラジコン草刈機等による草刈り作業を実施する。(壱岐市の集落で2回、波佐見町の集落で2回)

② 集落保全作業のアウトソーシング化実証・調査のための準備

- ・ 県振興局・市町との打合せ: 2集落(壱岐市・波佐見町) 各1回
- ・ 集落代表者との打ち合せ: 2集落(壱岐市・波佐見町) 各1回
- ・ 集落座談会での説明会: 2集落(壱岐市・波佐見町) 各1回

※集落座談会は、市町に調整を依頼する

※座談会では、アウトソーシング化の必要性、中山間直接支払制度交付金の活用、サービス事業者の紹介、サポート事業による実証試験等について説明を行う。

③ 実証モデル集落での実証・調査の実施

- ・ モデル集落とサービス事業者との調整: 2集落(壱岐市・波佐見町) 各1回
- ・ 作業内容、時間、価格等の調査: 2集落(壱岐市・波佐見町) 各2回
- ・ サービス事業者へのアウトソーシング化を行うための費用の支払い  
費用は1集落1回当たり500,000円×2回(1,000千円)で積算すること

④ アウトソーシング化に係る手順書作成(契約書のひな型、集落がアウトソーシングのための契約から支払いまで一連の手続きを行うに当たってのマニュアル)

- ・ 手順書は、作業場所や内容、時間、価格、契約方法、保険の加入、支払い事務など一連の流れを整理し、マニュアル化すること。

(2) 集落サービス事業者の確保・育成

① サービス事業者のリスト作成

- ・ サービス事業者の確保を図るため、サービス事業者の掘り起し、リストの作成を行うこと
- ・ 集落サービス事業者が提供するサービス内容は、ドローン防除、草刈り、防護柵の設置、農業用水路の泥上げや事務作業等を想定している。
- ・ リスト化については、②以降の手順で、受託業者が市町や、商工会・建設業協会等への聞き取りを行い、集落支援に協力的な組織、団体を訪問し、説明、協力を依頼。請負作業の内容、時期、価格等の聞き取りを行い、登録の承諾後、リスト化すること。
- ・ サービス事業者のリスト化は県全体の一覧表に加え、集落近隣の建設業者や集落営農

組織等、市町ごとにリスト化すること。

- ・ 当事業による集落サービス事業者のリスト化により、今後、県が市町とともに他集落への推進を行うこととしている。

② 集落サービス事業者の確保のための、市町、建設業協会、商工会等関係機関からの聞き取り(掘り起こし)

- ・ 6地域(※)に2日ずつ訪問すること
- ・ 離島(五島・壱岐・対馬)は1泊2日で実施、それ以外の地域について日帰りで2回実施することを想定
- ・ 対面で十分な聞き取りを行うことができなかった場合は電話等による聞き取りも併せて実施すること

③ 集落サービス事業者の確保のための、企業等訪問・協力依頼

- ・ 6地域(※)に2日ずつ訪問すること
- ・ 離島(五島・壱岐・対馬)は1泊2日で実施、それ以外の地域について日帰りで2回実施することを想定
- ・ 対面で十分な聞き取りを行うことができなかった場合は電話等による聞き取りも併せて実施すること

④ 集落サービス事業者のリスト化に係る企業訪問、請負作業内容、価格等の調査

- ・ 6地域(※)に2日ずつ訪問すること
- ・ 離島(五島・壱岐・対馬)は1泊2日で実施、それ以外の地域について日帰りで2回実施することを想定
- ・ 対面で十分な聞き取りを行うことができなかった場合は電話等による聞き取りも併せて実施すること

(※)6地域について

県央地域(4市5町:長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町)

島原地域(3市:島原市、雲仙市、南島原市)

県北地域(3市2町:佐世保市、平戸市、松浦市、小値賀町、佐々町)

五島地域(1市1町:五島市、新上五島町)

壱岐地域(1市 壱崎市)

対馬地域(1市 対馬市)

⑤ 安全研修会の開催 1回

- ・ 会場は受託業者で手配すること。
- ・ 研修会の実施に当たっては、現地(会場)で会場運営者との打ち合わせ1回、当日の現地対応を行うこと
- ・ オンライン配信も行うハイブリッド形式で開催することとするが、オンライン配信の手配は県で行う。

(3) ボランティアセンター業務

① 窓ロ一般

- ・ ボランティア活動に関する相談対応
- ・ 企業等と集落とのマッチング(離島を除く長崎県内で新たに10集落程度)
- ・ ボランティアの登録(企業訪問による打合せ、活動内容の確認等)

② ボランティア活動支援

- ・ 集落、企業との調整(日程調整・移動手段の確認など)

③ 実績書作成、活動PR

(4) 情報発信について

- ・ 情報発信は、SNS やホームページなどを通じて「農作業のアウトソーシング化の推進」について、情報発信を行うこと。
- ・ ターゲットは、農業者、農村集落の住民、市町等関係機関、サービス事業者。
- ・ ボランティア事業についても、SNS やホームページにて情報発信を行うこと。
- ・ 情報発信は、月に1回以上(6 か月間程度を想定)

(5) その他

- ・ 上記業務を実施するために必要な消耗品費、通信運搬費、県内旅費等についての事務費についても、委託料の中で、負担するものとする。

6. 業務報告書及び業務完了報告書の作成

(1) 受託業者は、毎日の業務実績を業務日誌に整理し、当該業務月の業務日誌、業務日誌集計表、業務報告書及び月末時点の集落サービス事業者のリストを、翌月の 10 日までに県に提出しなければならない。ただし令和8年3月分については令和8年3月25日までに提出しなければならない。

(2) 全ての委託業務完了後、委託業務完了報告書を作成し、次に掲げる書類を添付して県へ提出すること。

- ・ アウトソーシング化に係る手順書：紙媒体1部及び電子データ
- ・ 集落サービス事業者のリスト：紙媒体1部及び電子データ
- ・ 今年度の実績の検証を踏まえた次年度への提案に関する書類：紙媒体1部及び電子データ
- ・ 当業務の実施にあたり、受託者が自らが作成したチラシ、撮影した写真の電子データ

(3) 納品場所

- ・ 〒850-8570長崎市尾上町3番1号 長崎県庁5階
- ・ 長崎県農林部農山村振興課地域振興班

7. 業務の一括再委託の禁止

(1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。

(2) ただし、業務の一部について、あらかじめ書面により県が認めた場合はこの限りではない。

8. その他

(1) 前述の規定にかかわらず、天候不良等の不測の事態が生じた場合は、別途調整し、本業務を全て実施するものとする。

(2) 仕様の変更や訂正を受託事業者をと協議する場合には、受託業者が業務打合簿に記録し、それ県と受託業者が相互に確認するものとする。

(3) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、県と十分協議の上、決定すること。